

## 第41号議案

蒲郡市職員の退職管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成28年6月10日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市職員の退職管理に関する条例（平成28年蒲郡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「任命権者」を「任命権者等」に改め、同条中「職の任命権者」の次に「(蒲郡市立の学校に勤務する県費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員をいう。)にあっては、蒲郡市教育委員会)」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。